

委員会紹介

第3回 人権擁護委員会

人権擁護委員会委員
古本 晴英 (50期)



1 人権擁護委員会の職責

人権擁護委員会は、基本的人権を擁護するため、「人権侵犯についての調査、情報の収集及び自由人権思想の普及高揚」を行ない、「適切な措置をとることを職務」としている（会則94条）。現在、81名の委員が、特別部会と事件部会に所属してさまざまな活動に取り組んでいる。

2 特別部会

特別部会において何をしなければならないという縛りはない。委員各人が人権擁護のために必要と考えるテーマを提案して、部会やプロジェクトチームを組織して活動を行なっている。現在、活動を行なっている特別部会等には次のものがある。

〈報道と人権部会〉報道被害、メディアスクラムの問題などの調査活動、研究を行なっている。メディアスクラムの現場を調査した報告は貴重な成果として評価されている。報道被害110番の実施など、マスコミに取り上げられる企画も多い。

〈沖縄問題対策部会〉沖縄弁護士会など米軍基地を抱える各地の弁護士会と共に基地問題に取り組んでいる。恒例となった沖縄調査は、昨年で11回を数え、毎年、地元紙では大きく取り上げられる。来たる6月8日には、横浜関内ホールでシンポジウムを共催する。

〈国際人権部会〉現在、脱北者（北朝鮮から日本へ逃れてきた人たち）からのヒアリングを通じて北朝鮮を巡る人権侵害状況を調査している。調査結果が報告されれば、極めて貴重な資料として注目を浴びることは間違いない。

〈夜間中学問題PT〉義務教育を受けられない人たちに対する教育制度のあり方について研究している。昨年、映画『こんばんは』の上映会を大盛況のうちに終え、現在は、夜間中学に通う人たちからのヒアリングを行なっている。

〈ハンセン病問題協議会〉ハンセン病元患者に対する法的支援等に取り組んでいる。ハンセン病の元患者に対する長年にわたる人権侵害は、早期改善を実現できなかったという意味で、われわれ弁護士にも責任がある。かかる意識から、東京の三弁護士会が共同で諸課題に取り組んでいる。

3 事件部会

事件部会では、人権侵犯の救済申立事件について、5つの部会に分かれて調査を行なっている。近時、申立ては毎年60件を超え、当会に対する市民の期待の大きさが推し量れる。委員会側も、申立件数の増加にともない、柔軟な対応や新たな措置制度を創設して対応している。

今でも人権侵害の温床となっている拘禁施設の中からの申立てへの対応について、お礼状が返ってくることもある。私たちの努力が報われたと感じる瞬間である。

4 最後に

歴史的な大事件と対峙してきたベテランの先輩方に見守られながら、中堅委員を中心に活性化策の実施、事件処理改革を行なった結果、若手会員による活発な活動が目立っている。

弁護士大増員時代を迎え、若手会員を中心とした人権活動の停滞が懸念されているが、杞憂である。所属事務所においては企業法務のスキルを学びつつ、弁護士会では人権活動を行ないたいという新人弁護士もいる。今後も、多くの会員と市民の期待に応えていきたい。

* 人権擁護委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2火曜日 午後2時～4時30分
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205